

平成27年度播磨町学童保育所 利用説明会及び利用児童の募集

学童保育所は、保護者が日中就労などのため家庭で保育できない子どもたちが生活する場所です。
学童保育所は、播磨町が設置し指定管理者である特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペースが運営を行っています。

●利用希望者説明会（希望者のみ）

- ▶日時 11月6日(木) 19:00
- ▶場所 中央公民館 視聴覚室

▶問合せ

- 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース
☎079 (446) 3635
- 播磨学童保育所 ☎079 (437) 0299
- 蓮池第一学童保育所 ☎078 (941) 1141
- 蓮池第二学童保育所 ☎078 (941) 1146
- 播磨西学童保育所 ☎079 (436) 3041
- 播磨南学童保育所 ☎078 (941) 1145
- 福祉グループ ☎079 (435) 2362

平成27年4月度利用児童を次の通り募集します

▶対象 播磨町内の小学校に入学する新1年生を含む小学生で、保護者が就労などのため、放課後の保育を必要とすると認められる児童

▶施設名称・定員数

- ・播磨小学校学童保育所 60人
- ・蓮池小学校第一学童保育所 76人
- ・蓮池小学校第二学童保育所 58人
- ・播磨西小学校学童保育所 49人
- ・播磨南小学校学童保育所 38人

※施設は、児童が通学する小学校敷地内の学童保育所になります。

※各施設の定員数を超えた場合は、町内のいずれかの学童保育所において受け入れを行います。



▶開所時間

平日	下校時～18:00
土曜日、長期休業	8:00～18:00
延長時間	18:00～19:00

※日曜、祝日、お盆期間、年末年始などは休み。

▶利用料金

全学年共通	月額 8,000円 (8月は11,000円)
延長利用料	月額 2,000円 (希望者のみ)

※おやつ代、光熱水費、損害保険料などは別途負担が必要です。
※兄弟で利用する場合や、生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

▶申込み 10月14日(火)～11月14日(金) 12:00～18:00 (日曜日、祝日を除く)に、各学童保育所にて必要書類の配布と申込受付をします

※申込書などの必要書類の配布は、福祉グループでも行いますが、提出は直接各学童保育所へお願いします。
※利用審査を行い、後日結果を通知します。利用資格のある場合でも、定員の関係で希望する学童保育所を利用できない場合があります。

10月1日から 本人通知制度が本格的に スタートします

▼問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363
本人通知制度とは、住民票の写し、戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している方に、交付した事実をお知らせするものです。

証明書の不正請求の抑止、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るため、より多くの方に登録いただく必要があります。すでに6月2日から事前登録の受け付けを開始していますが、8月末現在、182人の方が登録されています。10月1日の制度開始後も随時登録の受け付けを行います。詳しくは広報6月号、播磨町ホームページをご覧ください。

▼登録できる人
播磨町に住民登録している人。または、播磨町に本籍をおいている人

▼登録申請に必要な物
運転免許証、顔写真つき住民基本台帳カードなど本人確認書類

▼申請受付場所 住民グループ①番窓口

▼登録時の注意事項
個人単位での登録となりますので、家族であっても個々に申請が必要です

▼9月末までに事前登録された方へのお知らせ
9月末までに事前登録申請をされた方には、10月1日以降に登録内容を記載した「登録完了のお知らせ」を郵送します。また、10月1日以降、代理人や第三者に証明書を交付した場合は、「交付通知書」を郵送します

年金

国民年金保険料の後納制度

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間の納め忘れの保険料については、「年金確保支援法」により、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能となりました。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度の対象者

過去10年以内の第1号被保険者期間や任意加入期間に未納期間を有する方が対象となります。

また、納付済期間及び合算対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金

の受給権を有していない方は、後納制度を利用することで受給権を確保できるようにします。

- ①20歳以上60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- ②20歳以上65歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、年金の受給資格がなく、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある方

なお、この後納制度は、老齢基礎年金受給者（繰り上げ受給者を含みます）は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料（後納保険料）の額は、納付しなければならなかった当時の国民年金

保険料額に政令で定める額を加算した額となり、この加算額は毎年度、改定されます。平成26年度中（平成27年3月31日まで）に納めることができる後納保険料の額は下表の通りです（月額）。

後納制度の注意事項

後納できる保険料には順序があり、過去10年前までの保険料のうち最も古い分の保険料から納めることとなります。また、一部免除期間のうち未納となっている期間も後納の対象となります。この場合、後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1ヵ月分の保険料となります。

過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きまします。

申込方法

お近くの年金事務所に年金手帳などの基礎年金番号をわかるものをご用意のうえご相談ください。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

平成26年度中に後納する場合の1ヵ月保険料額

対象年度	当時の保険料額	加算額	後納する保険料額
平成16年度	13,300円	1,450円	14,750円
17年度	13,580円	1,210円	14,790円
18年度	13,860円	980円	14,840円
19年度	14,100円	780円	14,880円
20年度	14,410円	590円	15,000円
21年度	14,660円	410円	15,070円
22年度	15,100円	240円	15,340円
23年度	15,020円	110円	15,130円
24年度	14,980円	0円	14,980円

※注意 納付書が使用できる期間は、同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）になります。